

保育料口座振替のご案内

取扱金融機関

千葉銀行 本支店	千葉信用金庫 本支店	三菱UFJ銀行 本支店
りそな銀行 本支店	千葉興業銀行 本支店	京葉銀行 本支店
みずほ銀行 本支店	三井住友銀行 本支店	西印旛農業協同組合
ゆうちょ銀行(郵便局)		

※金融機関名は変更になる場合があります。

《申込方法》 ※引き落としを希望する2ヶ月前を目安に申し込んでください

1. 預金口座振替依頼書※を記入し、下記のものを持参して金融機関の窓口で手続きしてください。振替手続きは入所児童ごとに必要となります。

※ゆうちょ銀行のみ、専用の申込用紙が必要です。(ゆうちょ銀行の窓口にあります)

【申請に必要なもの】

- 預金口座振替依頼書 (ゆうちょ銀行は窓口でお受け取りください)
- 通帳
- 届出印

2. 預金口座振替依頼書の記入方法

預金口座振替依頼書の契約事項を確認のうえ、ご記入ください。

ゆうちょ銀行以外

- ① 依頼年月日および取扱金融機関を記入してください。
- ② 上段「白井市保管用」中段「金融機関保管用」下段「ご本人控え」のそれぞれ太枠内に必要事項をすべて記入して下さい。

【主な記入事項】

口座振替を行う金融機関名・口座名義人・預金種目・口座番号・振替開始月
料目(該当に○)・保護者名・児童名・保育園(学童保育所)名・電話番号

- ③ 中段「金融機関保管」の「届出印」欄に押印してください。

ゆうちょ銀行専用用紙「自動払込利用申込書」

- ① 口座名義人欄を記入し、届出印を押してください。
- ② 「払込先」欄は次のとおりご記入ください。 ご加入者名→白井市会計管理者
口座番号→ 00140-6-961864
- ③ 払込開始月をご記入ください。
- ④ 「払込日」は次のとおりご記入ください。 毎月 末 日
- ⑤ 「払込金の種別」は次のとおりご記入ください。 保育料 又は 学童保育料
※空欄になっている30の欄にご記入ください
- ⑥ ご契約者欄を記入のうえ、備考欄に保育所名と児童名をご記入ください。

裏面に続く

《注意事項》

1. 口座振替日は、毎月末日です。（12月の振替は25日）
なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日になります。
2. 領収書の発行はいたしませんので、通帳の明細にてご確認ください。
確認書類が必要な場合は、下記担当課までご連絡ください。
3. 振替日に、保育料が残高不足などにより振替できなかった場合は、納入通知書(納付書)を発行しますので、期日までに金融機関の窓口で納入してください。
4. 口座振替は一度申し込みしますと、口座番号の変更などが無い限り その保育園（又は学童保育所）を退所するまで毎年継続されます。翌年度の手続きは必要ありません。
5. 弟・妹等の下のお子さんが新規入所され、在園児である兄・姉の口座振替が登録されている場合でも、別途お申込みが必要になります。
(同時申込の場合も振替手続きは入所児童ごとに必要となりますのでご注意ください)
6. ご不明な点がございましたら下記担当課までお問合せください。

《その他》

- 振替開始は銀行が内容を確認し、白井市あての納付届が、担当課に到着した後となります。申込日によっては、ご希望の月から振替できない場合があります。また、白井市あての納付届が銀行から申込者に渡された場合は、下記担当課に送付してください。
- 振替開始月については、市の方からご連絡はいたしません。引き落としを希望する2ヶ月前を目安に申し込んでください。手続きの都合上、希望する利用月分からの振替が間に合わない場合のみご連絡させていただきます。
- 振替開始月が空欄の場合、振替可能な直近の月から振替を開始します。納付書での納付と二重納付となった場合、入金の確認後すぐに還付いたします。
- 納期が過ぎた月は振替できません。

白井市役所
保育課 保育班
〒270-1492 白井市 復 1123
TEL 047 (497) 3488